

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成22年1月21日(木)

開会 13時30分

閉会 15時30分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 牛場まり子委員長、清水明委員、丹保健一委員、竹下譲委員、向井正治教育長

欠席者 なし

## 4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 社会教育・スポーツ分野総括室長 鳥井隆男

研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 教育総務室副室長 小林哲也

予算経理室長 加藤正二 予算経理室副室長 藤森正也

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 西浦昌宏 人材政策室副室長 栗本健光

人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室主幹 松本忠

学校教育分野

特別支援教育室長 浅生篤 特別支援教育室指導主事 伊達隆

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 山田猛 社会教育・文化財保護室主幹 竹田憲治

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室指導主事 山口勉

スポーツ振興室指導主事 堀之内宏行 スポーツ振興室主事 奥田さおり

## 5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第55号 専決処分の承認について(人事関係1)	原案可決
議案第56号 専決処分の承認について(人事関係2)	原案可決
議案第57号 専決処分の承認について(争訟関係)	原案可決
議案第58号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決

## 6 報告題件名

件名
報告1 文書管理について
報告2 職員の人事異動(教育委員会事務局)について
報告3 県指定無形民俗文化財 多度大社・猪名部神社の上げ馬神事について
報告4 平成21年度三重県スポーツ振興審議会の審議内容について
報告5 平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
報告6 第38回三重県スポーツ賞の表彰について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

牛場まり子委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会（平成21年12月17日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

竹下委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第55号、議案第56号が人事案件のため、議案第57号が個人情報を含むため、報告6が報道発表前のため非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第58号を審議し、報告1から報告5の後、非公開の報告6、議案第55号から議案第57号の順とすることを確認する。

・審議内容

**議案第58号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**

（特別支援教育室長説明）

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成22年1月21日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由、三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1ページをご覧ください。昨年11月11日の教育委員会で、鈴鹿市にあります三重県立杉の子特別支援学校に新たに分校を設ける必要があり、その校名を決めていただいたところです。これに基づいて管理運営に関する規則の一部を改正するものです。これまで、杉の子特別支援学校本校に小学部から高等部まであったものを、今回、新たに石薬師分校高等部普通科を置き、一覧表を改正したいと考えています。

2ページをご覧ください。規則の一部改正案の要綱です。改正理由については、三重県立特別支援学校条例の一部改正に伴い、当該規則の規定を整備するものです。なお、3ページ目は、新旧対照表です。

追加資料をご覧ください。石薬師分校の開校に伴い、平成21年度は、石薬師高等学校、杉の子特別支援学校両校でプロジェクト会議を6回開催し、施設設備の整備、教育内容の整備など両校の理解、協力を中心に進めているところです。特に教育内容については、今後、それぞれの授業の交流がどの程度できるかを中心に話し合いを進め、行事や、特定の教科等で交流を図れるのではないかと検討しています。また、両校の作品交流として、12月には、書道交流展、作品交流展を実施しました。

今後の予定ですが、入学式を石薬師高等学校は、4月8日木曜日、杉の子特別支援学校石薬師分校は4月9日金曜日に開催する予定です。また、両校生徒による対面式を4月12日から14日までの間で予定しており、今後の教育の発展に期待をしているところです。以上よろしく申し上げます。

【質疑】

委員長

議案第58号は、いかがでしょうか。

竹下委員

規則案の改正は、形式的な問題なのでよろしいが、共同学習について教えてください。授業交流で音楽科、ピアノ学習（交流生徒と1対1）とありますが、イメージが浮かんできません。どのようなことですか。

特別支援教育室長

石薬師高校の生徒1人と、特別支援学校の生徒1人がペアになって、いっしょに器楽演奏をします。ピアノについては、それぞれお互いが交互に曲を弾き、教え合うというものです。

竹下委員

それぞれ、1年生は1年生、3年生は3年生ということですね。

特別支援教育室長

はい。

竹下委員

特別支援学校は、1年から3年まで、何人になるのですか。

特別支援教育室長

予定では、58名程度と聞いています。まだ、志願の段階ですので、確定ではありませんが、分校に対しては、外部からの受検者は、10名を超えるのではないかと聞いています。

竹下委員

先生は何人ぐらい配置したのですか。

人材政策室長

教員の配置については、これからになります。

竹下委員

生徒が50人ぐらいだと、だいたい何人ぐらいになりますか。

人材政策室長

すぐ分かりませんが、基本的に学級数で決めていきますので、生徒数何人に対してということではありません。

竹下委員

交流を図るといことは、教育委員会事務局で決めているだけですか。先生の数が決まっていないのですから、先生どうしの話し合いではないのですね。

特別支援教育室長

先生の交流については、まだ、人事異動がありませんが、授業交流については、学校どうしの話し合いも進めていきます。

竹下委員

生徒交流については、先生どうしの話し合いはあるのですか。

特別支援教育室長

これまでも話し合っています。これ以外にもたくさんの場面での日常的な交流があると聞いています。

竹下委員

数年前に石薬師高校を見に行きましたが、その時の雰囲気では、そういうことができそうにない気がしましたが、だいじょうぶですね。それ以後、進歩しているのですよね。

特別支援教育室長

石薬師高校には、障がいのある方がもともと在籍している状況もありまして、プロジェクト会議をする中で、あるいは、他県の先進例を見ながら、お互いに理解は深まっていると思います。

竹下委員

特に、石薬師高校の先生のほうですが、意識と言うのはだいじょうぶでしょうね。

特別支援教育室長

オフサイトミーティングで、学校以外の場所で両校の職員が1日かけて話し合いをしたりしていますので、そういった意識はあると思います。

竹下委員

思っていますというより、きちんとつめていって欲しいのです。先生とちゃんと話し合ってください。よろしく願いしておきます。

委員長

対面式までに、先生のほうにも話をさせていただきようお願いします。他はよろしいでしょうか。議案第58号は承認しました。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

## 報告1 文書管理について（公開）

（予算経理室長説明）

文書管理について、別紙のとおり報告する。平成22年1月21日提出。三重県教育委員会事務局 教育総務室長、予算経理室長。

12月17日の前回の教育委員会定例会で報告しました、公文書開示請求への対応についての追加報告です。前回、平成12年度に永久保存とされた文書、ならびに関連文書2点の情報公開請求がありましたが、いずれも不存在となった旨の報告をさせていただいています。本日は、その後、1点の開示請求があった

ことを報告いたします。

この1点は、平成9年度に永久保存とされた、「例規関係綴」というタイトルの簿冊です。簿冊の目次である件名目録のみが見つかりましたので、3ページにつけさせていただきました。この件名目録から分かりますように、この簿冊には、平成9年度から平成11年度までの文書19件が綴じられていました。内容はいずれも、当時の総務局及び出納局から各部局に発出された規則の一部改正の通知など、教育委員会を經由して県立学校等に通知したものです。この簿冊についても、先の文書と同様、不存在となっています。

図解した説明資料を2ページに付けています。表の上段は、平成10年度に永久保存とされた文書について、保存期間の訂正の状況を示しています。上が永久、現行は30年ですが、永久保存であったものが、下の矢印のように訂正をして5年保存とされています。これでいきますと、平成16年度に廃棄となっています。

当該文書についてはすでに廃棄されていますが、表の中にありますように、今回の開示請求者の方が、平成13年度に開示請求を行っていたため、当時、入手された資料として、請求者の方から逆に写しをいただいたということです。

下段には、こうしたものの背景を示しました。沿革と書かれた所です。文書が作成された平成10年度、11年度以降は、県庁では様々な改革が行われていますが、平成12年度から平成14年度にかけて、2度にわたり全庁的に保存文書の見直しを行っています。

具体的には、当時、全庁的な立場から文書規程を所管していた政策評価推進課が、公文書整理保存規程の改正に関して通知を行っています。例規関係につきましては、平成12年3月23日および、29日付けの一回目の改正で、保存期間の永久保存をなくすという内容が含まれた保存期間の改正通知が出されています。

続いて、平成14年3月27日付けの二回目の改正においては、当時の文書分類を改め、会計における例規という区分そのものをなくした内容が含まれた改正通知が出されています。今回の簿冊に関しては、この通知による見直し対象となっていることから、この時期に文書内容によって保存期間等が訂正されたものと考えられるところです。

それでは、1ページにお戻りください。1番の経緯の下から3行目です。文書の保存期間については、保存期間を設定する場合の決裁権限は、平成12年度当時は課長と呼称していますが、室長となっていて、保存期間の訂正についても所属長の決裁によって訂正することとなっています。なお、この訂正の処理記録の保存期間については特に定めがなく、請求者に対し、不存在である事由を明らかにできない状況となっています。

教育委員会では、今後こうした状況に対処するため、点線で囲った部分の対応を行おうとするものです。内容としては、こうした訂正処理は、1室のみにとどめるのではなく、見直しを行った場合は、必ず文書管理の所管室である教育総務室に対し、文書により報告をさせることとします。としまして、保存期間の訂正を行った場合は、変更処理記録を必ず作成し、その記録は、文書が廃棄されてから3年間保存することとします。

なお、これらについては、教育委員会独自の対応となりますが、については、全庁的な対応も必要だと考えていまして、今後、総務部の法務・文書室で全庁的な対応があれば、そちらに合わせていきたいと考えています。報告は以上です。

#### 【質疑】

委員長

報告1は、いかがでしょうか。

丹保委員

今の説明では、永久保存にしていたものが、永久保存ではなくなった理由は、平成12年度の公文書整理保存規程の改正で、電子決裁が進むことによって永久にする必要がなくなったということによって行われたということがひとつですね。しかも、例規的なものがなくなったということなので、理由は非常に明確になったのではないかと思います。永久のどういう文書が永久でなくなったのか、そういう記録があればもう少し簡単に済むことだったと思いますので、前回も申し上げましたが、記録を残すということにすれば良いと思います。

これまでは、そういう規定がなかった訳ですから、今日提案があった方向に進めば、今回のような問題はもう起こらないと考えられますが、そういう考え方でよろしいですか。

予算経理室長

おっしゃられたように、文書がない状況を説明できる資料として、処理記録をある程度残しておくことが必要だと考えていまして、3年が妥当ではないかという結論に達しています。

丹保委員

これは、教育委員会だけの問題ではないので、全庁的に相談をして考えたほうが良いと思います。

予算経理室長

それについては、全庁的問題というようにも考えていますので、総務部法務・文書室に対して話をしています。今後も引き続き話をしていきたいと考えています。

竹下委員

結論は、そういうことになるのかも知れませんが、もう少し分かりやすい説明をして欲しいと思い質問します。

永久保存という形にしていたものを平成 12 年の段階で改めた場合に、2 ページの説明から見ますと、永久は 30 年などになっていますね。普通の常識から考えれば、永久というものは重要なものですから 30 年とするだろう、それでなくても、かなり長い期間とするのではないかとありますが、今までの説明を聞いている限りでは、その期間は決めていなかったことになりそうです。これは、何らかの理由があると思いますので、その理由を説明してくださいというのが一つです。

もう一つは、資料に添付されている件名目録で A501「例規関係綴」という簿冊名が書いてあり、これは全部永久保存になっている。その永久保存のものがごっそりないということは、いったいどうしてか、これだけたくさん永久のものが消えてしまっているというのは、普通に考えるとおかしい。何らかの説明がないと、誰かが自分で勝手に廃棄してしまったかもしれないので、もう少し説明してもらえますか。

予算経理室長

まず、平成 12 年度に保存期間が永久から最長でも 30 年に改められたということについてですが、多くの文書について、標準的な見直しモデルのようなものもありますが、なかには、永久から 5 年に変わったものもあります。

これに関しては、一人一台パソコンや電子システムが大きく向上したことにより、例えば、件名目録にあります規則の改正などは、リアルタイムで全ての職員が見られる状況が出来つつあった時代であり、教育委員会を經由しているにすぎないものもありますので、内容によって、それぞれの所属長が判断していいということで、永久がなくなったのだと考えています。

例規といいましても、発出したところが作ったものは当然、永久から 30 年になるうかと思いますが、經由したセクションでは、必ずしも永久でなくてもその文書の内容を見てそれぞれ判断すれば良いのではないかとということで、なくなったのだと考えています。それは、先ほど言いましたように、電子システムの発達などにより、それぞれがすぐ見れるからということもあります。

件名目録についてですが、この中に入っている文書は一つ一つ吟味をしました。運用方針の一部改正や、規則の一部改正、これらはすべて当時の総務局や出納局で作られた文書で、すべて教育委員会を經由して出された文書だと考えていまして、内容については、今ではすぐパソコン上で確認できますし、見直しをされたと思われる時期におきましても、そういう環境が整いつつあった時ですので、見直しは妥当であったのではないかと私は考えています。

竹下委員

今の説明ではよく分からないのですが、パソコンが普及したから、瞬時に見られるからいいのではないかとありますが、内部の人間は見られますよね。あるいは、学校に送りますから、学校の先生は瞬間的に見れるかもしれない。けども、その後ろには大勢の人々がいるわけでしょう。子どもたちの親もいれば、県民もいるわけですから、そういう人々にとっては、例規というのは重要なものでしょう。それによっていろいろ影響を受けることがあるのですから、内部の方が瞬時に分かるから、そんなものは保存しなくてもいいのだということに普通はならない。例規であればあるほどちゃんと残さなければならないということになりますよね。その辺の意味が今の説明ではちょっと分からない。

予算経理室長

先ほど、電子システムの発達によって誰でも見られると申しましたが、現在、県庁のホームページで規則等については、公開されていますので、一般の方でも見る事が可能です。

竹下委員

その時に、永久保存でなくても別にかまわないのだという理由は、例規は見れるということですか。

予算経理室長

規則改正などは、一般の方もホームページから見られます。それと、先ほど申しましたように、ここにあります改正については、あくまでも、教育委員会を經由したにすぎない文書です。

竹下委員

經由したとかではありません。もともと作ったところは残しておかないといけないと分かるのですが、みんなが理解できるかどうかという質問です。例規だからいいのだということは、例規で重要なのは、今の時点の例規が重要なんだから、過去のことは分かるのだから過去のことをそのまま残す必要がない、特に発信した、作ったところは残さないといけないうちもわかりませんが、我々、教育委員会は、それを単に実行する

だけであるから、今の時点の例規がわかればいい、過去のことは変わったのだから、永久保存する必要はない、あるいは、5年も6年も残す必要はないということなんですか。

予算経理室長

現時点はもちろん分かりますが、改正の附則なども確認することができ、過去の改正経緯も容易に確認が出来ます。

竹下委員

今の例規を見れば全部分かるから、経由地である教育委員会がいちいち残す必要がないということなんですね。

予算経理室長

はい。

竹下委員

となってくると、以前、永久にしていたのはどうしてなんですか。

予算経理室長

件名目録から、この文書綴りは、9年度起で、9年、10年、11年と取り扱いがされていましたが、見直しについては、平成12年度を最初に、2回にわけてされていると先ほど申しましたが、それまでについては、その時の判断で、そういう環境にない時期に永久だと当時の職員が判断したとしか言いようがありません。

竹下委員

過去のことからね。あと、A501というのは、何ですか。

予算経理室長

A501というのは意味を持っており、「A」というのは共通という意味です。

竹下委員

何の共通ですか。

予算経理室長

文書の分類に基づくどこの部署にもあるものです。

竹下委員

どこの部署にもというのは、知事部局を含めて全部に共通するということですね。

予算経理室長

そうです。「5」というのは会計という意味です。「0」というのは総括という意味です。

竹下委員

総括とは何ですか。

予算経理室長

どこの分類にも属さない、全体に関わるものと考えられます。「1」というのは例規です。

竹下委員

例規というのは、条例、規則、あるいは規則の運用方針などですか。

予算経理室長

はい。その種のことを例規とっています。

竹下委員

その種のもは例規を見れば分かる。だから、これはA501という形で永久保存になっていたが、30年も残す必要がなくなった、10年もいらぬ、極端に言えば1年もいらぬということですね。今、このようなものは、どれくらい残すのですか。

予算経理室長

今は電子ベースでは瞬間的に全職員に通知されます。文書でやりとりされることはほとんどありません。

竹下委員

平成12年にそういう改正をしていったわけですね。

予算経理室長

はい。

竹下委員

そういう説明をみんなに説明していますか。

予算経理室長

12年に、保存期間の定めがなくなったというのは、請求者の方にも説明させていただいています。

竹下委員

分かりやすく説明していますか。

予算経理室長

すみません。ちょっと表現が下手なもので、分かりやすく言い切れたかどうか分かりませんが、12年についてはそのように説明させていただいております。

竹下委員

しかし、そのときにいろいろと手続上、ちょっと分かりにくいところもあったから、それをきちんとしていきたいと思いますというのが、今回の文書管理ということですか。

予算経理室長

はい。

竹下委員

了解しました。この文書管理の結論は、大変いいだろうと思います。

委員長

以前にこういうことがあったということで、みんなが一応改正しながらどんどん良くしていければいいと思いますし、また、この文書の保存期間の訂正をした場合の対応ですね、ここに書かれておりますが、こういうふうにして記録経緯を残せば、今後の対策として一番いい方法だと思います。

竹下委員

ついでに聞いておきたいのですが、例規は分かりましたけど、例規以外のもので、永久保存にしていたものの期間を変えたというようなものはあるのですか。

教育総務室長

臨時職員の任用というものがあまして、この場合は平成11年度までの取扱いですが、文書分類番号がB251で永久となっています。「B」は管理、「2」が任免、「5」が臨時職員、「1」が任用承認です。これの保存期間は、11年度までは永久という形にしていました。

12年度に公文書整理保存規程の改正がありまして、保存期間の改正を行なっています。このときには、分類番号はそのままですが、保存期間については、11年度までの永久から、12年度以降については5年という保存期間の改正が行われています。

竹下委員

こういうパソコンなども浸透した時代においても、これだったら全く分からなくなる。結構残っているものですか。

教育総務室長

保存期間が5年ですから、翌年の4月1日から起算しまして5年経ちましたら廃棄をするという形です。一般的にはそういう形です。

副教育長

個人情報ですので、持っていることが、やはり、逆に規則に反するということになるのではと思います。学習指導要領も個人の行動の記録というのは皆無くしていくというように、学校教育法の施行規則が変わって、その期間は仕方ないけれども、それ以降はもう持ってもらいたくないという部分が出てきていますね。

竹下委員

それも5年ですか。

副教育長

ちょっと年数は忘れましたが、それまでは永久ということでした。ですから、在籍校へ自分の成績証明とかをもらいに行く。成績書類も昔は5段階で1、2、3、4、5と書いてあったのが、それが何年かすると、それは単位を取ったということだけしか証明してはいけなくなりました。例えば、この人は、A高校を卒業しましたよと、単位を取りましたよと、そういうようになっているということです。

ですから、個人情報というのは、知られたくないという本人の側にも関わってくるので、例えば先ほどの臨時職員の任用についても、5年経って官庁が持っているということがまずいということです。

ですから、ときどき問題になるのは、捜査情報のときに出してとか、出さないとかいう話になって、そういう事例も学校現場へ行くと、高校のときの成績はどうでしたかとかというような問い合わせがあって、そういうのは、期間が切れておればもちろん出せないし、個人情報としては出せないということで対応します。

竹下委員

仮にそれが5年だとするとどうですか。

副教育長

5年であってもなかなか出せないと思います。

竹下委員

例えば、5年間浪人をして、6年目に大学に受かったときに、その成績を大学に出すというときは、もう出さないのですか。

副教育長

例えば5年ということであれば、そうですね。大学への入学については、高校卒業ということが条件とい

うこととなります。単位さえ取得して卒業ということを校長が証明すれば、それで足りる。成績のいかんは、あなたのところでテストをしたらよろしいでしょうという、そんな感じに変わってきました。前回の学習指導要領の改訂でそういうふうになっています。

委員長

それでは、報告1はよろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## 報告2 職員の人事異動(教育委員会事務局)について(公開)

(人材政策室長説明)

職員の人事異動(教育委員会事務局)について、別紙のとおり報告する。平成22年1月21日提出。三重県教育委員会事務局 人材政策室長。

1ページをご覧ください。世界新体操選手権の終了に伴い、一部の職員を1月1日付で異動をしたというものです。1人目ですが、三谷良樹、世界新体操選手権推進室の主事でしたが、生活・文化部の生活・文化総務室の主事ということで、昨年12月31日付で出向して、1月1日付で生活・文化部に異動をしました。もう一方が野村雅憲、こちらは、教育委員会事務局の中での異動です。世界新体操選手権推進室から特別支援教育室に異動をしています。

三谷は総務課でしたが、総務課の仕事がやや少なくなってきたということもあり、生活・文化部へ異動しました。それから、野村は市民歓迎課でしたが、そちらのほうも業務が平常化してきたということと、特別支援教育室の業務量が増大しているということがあり、そちらのほうに異動するものです。よろしくをお願いします。

【質疑】

委員長

報告2はいかがでしょうか。

竹下委員

これでほぼ全員ですか、まだ残っているのですか。

人材政策室長

現在11名体制で最終の報告書の作成などにあたっています。

竹下委員

13名が11名になったのですか。

人材政策室長

4月1日の段階では18名体制でした。18名プラス鳥羽市、伊勢市、志摩市から3人の応援をいただいていたが、10月1日の段階では、その3市からの応援がまずなくなりました。11月1日にはそこから5名の者が他部局等に異動をしまして、13名体制となりました。

1月1日には、さらにこの2名が異動をしまして11名体制となりました。このような形で業務の平準化とともに異動をしてきたということです。

竹下委員

室としては、いつごろ閉めるのですか。

人材政策室長

この年度末、3月31日で閉めて、来年度にはもうこの組織は無くなるという形です。

竹下委員

全部残務整理ができますか。

人材政策室長

はい。やっていただきます。

委員長

3月31日までにすべて終了ということで、よろしいでしょうか。では、報告2は了承いたしました。

- 全委員が本報告を了承する。 -

### 報告3 県指定無形民俗文化財 多度大社・猪名部神社の上げ馬神事について（公開）

（社会教育・文化財保護室長説明）

県指定無形民俗文化財 多度大社・猪名部神社の上げ馬神事について、別紙のとおり報告する。平成22年1月21日提出。三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護室長。

1ページをご覧ください。まず、文化財そのものの概要ですが、2件ありまして、多度大社の上げ馬神事、これは桑名市の多度神社につきまして、昭和53年2月に指定させていただきました。お祭りは毎年5月4日、5日に行われます。

もう1つは猪名部神社の上げ馬神事で東員町です。平成14年3月に指定されまして、4月の第一土・日曜に行われます。

この上げ馬神事というものは、他に類例はない珍しいものであり、多度大社と猪名部神社だけで行われています。馬を走らせて、もちろん人も乗るのですが、壁を駆け上がることが出来るかどうか、その成否をもってその年の豊凶を占うという神事です。記録によりますと、鎌倉時代くらいから行われているようです。

この問題については、まず、平成8年度に多度の上げ馬神事に関連しまして、動物愛護団体から動物虐待にあたるということで、県指定を取り消すよう要望書が出されたということがあります。これを受けまして、同年、三重県文化財保護審議会から「薬物投与など動物愛護の精神に反する行為は遺憾。地元での改善が図られるとのことであり、今後とも安全運営の元で整然と行われることを願う。上げ馬神事は伝統的な行事であり、無形民俗文化財としての価値は厳として存在」という建議をいただいています。

それから、平成13年度には、猪名部のほうの上げ馬神事が県指定になっています。これを機会に文化財としての価値以外の運営の仕方について改善を図るように、いろいろな機会をとらえて毎年働きかけをしてきたところであります。

その具体的な形としては、例えば、平成15年度には、県と愛護団体が地元と一緒にシンポジウムを行い、認識を深めていただきまして、この後、ある程度理解が進んだと認識しています。

また、平成16年度以降は、この問題は文化財というだけでなく、動物への不適切な対応があるならば、それは子どもの教育という観点からも好ましくないということで、教育問題としても改善を求めるといった思いから、従来よりも取組を強めて、祭りの前後と当日に地元との協議や、巡視を重ねて今日に至っているところです。

現状ですが、馬の不適切な扱い及び未成年の飲酒等安全性の問題、これは、残念ながらまだまだ問題を残しています。また、文化財としての価値はともかく、社会的な状況の変化、これは具体的には動物虐待、愛護への認識が社会全般に指定当時より高まっているという意味ですが、状況の変化があり、また、教育問題としても県指定のままにしておくのは、いろいろ難しくなっているという状況を認識しています。

そこで、今後の方針ですが、馬の専門家等を地元に対しまして、私どもから紹介し、地元の祭りの保持団体の自主的な改善のための取組を支援するというのを具体的にやっています。馬の専門家というのは、おひとりは獣医師さんです。もうひとりは馬術の専門的な方です。お2人をご紹介しようとしているところです。

今後、県指定無形民俗文化財としてのあり方を、地元の取組を見ながら再検討していきたいと考えています。こういう取組については、健康福祉部の薬務食品室が動物愛護法を所管していますので、こちらと連携して取り組んでいるところです。今後も連携していきます。

具体的な経緯と予定です。今年度の10月5日に、文化財保護審議会に今までの経過と今後の支援計画を報告しました。経過は先ほど申しましたように、毎年、地元働きかけているのですが、なかなか改善が不十分であるということ、それと、支援計画というのは、馬の専門家を紹介するなどして、地元の自主的な改善の努力を支援するという計画を報告し、ご了承いただきました。

同じ10月には、神事開催に向けて、保持団体の改善努力を支援ということに関係者に伝え始めています。今年の2月15日に文化財保護審議会がありますので、10月以来の取組と今後の予定を報告するとともに、審議会の席に馬の専門家も出席していただき、上げ馬神事での馬の取扱いがどんなものであるか、馬の専門家からご意見を伺いたいと考えています。

そして、4月と5月のお祭り当日は、文化財保護審議会の委員方にもお祭りを実際に調査していただき、それを踏まえまして、今後、県指定の無形民俗文化財として継続して指定していくのか否かというような問題を審議をし、答申をいただくという予定です。以上です。

#### 【質疑】

委員長

報告3はいかがでしょうか。

丹保委員

この中に書いてある薬物投与とか、飲酒というのはどういうことですか。

社会教育・文化財保護室長

馬に2mぐらいの壁を上がらせるためには、事前になんかウォームアップさせる必要があるという中で、テンションを上げるという一つの方法として、「馬をつくる」という言葉を地元は使っていますが、叩くという行為で、興奮させるやり方も伝統的にあります。

また、薬物投与、お酒を含めましてですが、それで興奮状態にさせるということが従来されています。一方、馬の乗り手が、地元の高校生を含めた未成年者ということで飲酒の点を心配しています。

副教育長

字で当番というか、持ち回りで、昔ながらの「宿」という1軒の家へ集まって、先輩から乗り方とかいろいろ話を聞いたり、そういうことを事前に練習したりします。そういう中で、当日だけではなく、終わった後はもちろん、ここも大分改善はされているというのですが、未成年者が飲酒する事態があります。もう一つは、動物へのそういう向精神薬というんですか、ハイテンションにする興奮剤ですね。

教育長

以前は、強い興奮剤を、使っていたのですが、今は、違法なものじゃなくて興奮させるという状態なのです。そういうことよりも、社会の環境のほうがますます動物愛護に傾いてきたのと、特に、未成年者飲酒も含めた規範というものについての見方が厳しくなっています。

そういうことで、対応しきれなくなっていて、改善が十分に図られなければ、保護審議会における議論もそれに左右されるということで、今回は、途中の経過報告をさせていただいたということです。

副教育長

祭りに使った馬は、鞭で叩いたりするので、なかなか人に懐かないということも漏れ聞こえてきます。文化財保護審議会で、専門的にご検討いただいたらどうだろうということで報告をさせていただきました。

丹保委員

分かりました。

竹下委員

無形民俗文化財になると、名誉だけでしたよね。名誉は別として、経済的な恩恵は何も無いということですよ。

社会教育・文化財保護室長

県指定になりますと、制度的には無形民俗文化財であっても、その祭りに必要なものについての修理等の補助は可能になります。具体的に上げ馬でこの制度が活用されたことはありません。

竹下委員

馬を1頭買ってくれとかないのですか。

社会教育・文化財保護室長

日常経費的なことは補助の対象とはしていません。

竹下委員

伝統文化とモラルということでしょうね。なんとも言えないですね。

副教育長

観光資源にもなっています。5月の連休でたくさんの人を迎えています。

竹下委員

高校生の飲酒も、普通の飲酒は問題だとしても、馬に乗るとするのは、かなり度胸がいるのでしょうか。

副教育長

それはいるでしょうね。どこかのテレビ局の特集で見ましたが、すごいですね。高校を中退した子なのですが、一人前の男になるには、これをやらないといけないということで、お父さんから教えてもらって、臨んだのですが、結局、彼は1回も壁を乗り越えられなかった。本当に涙が出てきました。

社会教育・文化財保護室長

動物愛護法の問題については、薬務食品室が主になって対応してしまっていて、私どもとしましては、県指定無形民俗文化財として適切に行われるよう、地元の自主的な努力を支援するという立場に徹しています。

竹下委員

教育委員としての発言としてはまずいかもかもしれませんが、伝統文化は、こういう本当に有名な行事ですから、教育観点、あるいはモラルの観点から言えば、消極的になっていきますけど、消極的になっていいのかわかるということも問題がある気がします。非常に難しいところだと思います。何とも言えません。

社会教育・文化財保護室長

その点につきまして、10月5日の文化財保護審議会でも随分いろいろ議論していただきました。8年の審議会の答申の建議にもありますように、文化財としての価値は厳格としてあるという認識は、今日も審議会でも維持されています。ただ、運営の仕方については、改善の余地があります。指定文化財であるということ

とはまた別に、運営のあり方について改善をしていただくということは支援しまして、県指定文化財として健全な形で運営されることが一番ありがたい姿と認識しています。

教育長

一つには、県が指定した文化財というものについて、法に触れるという内容のものを指定していいかどうか。具体的には動物の愛護及び管理に関する法律、これは健康福祉部の所管ですが、また、一般的な未成年飲酒の問題とか、そういう状況があるにもかかわらず、文化財としての価値があるのは認めるけども、県が指定するのはいかなものかとそういう見方になってこようかと思います。

竹下委員

そういうふうになってきますよね。

教育長

イギリスもブルドッグの闘犬を止めましたから。

竹下委員

ブルドッグの闘犬は、今は止めましたが、狩猟的なのというのか、ああいうのはまだ続けています。ものすごく荒っぽいですね。

委員長

今年の4月5日には文化財保護審議会委員さんに祭りを調査をしていただくということですので、また、その結果をお知らせください。よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

#### 報告4 平成21年度三重県スポーツ振興審議会の審議内容について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

平成21年度三重県スポーツ振興審議会の審議内容について、別紙のとおり報告する。平成22年1月21日提出。三重県教育委員会事務局 スポーツ振興室長。

1ページをご覧ください。この審議会については、平成21年12月21日に開催をさせていただいています。2ページの表が第24期の審議会の委員で、任期については、平成21年10月1日から平成23年9月30日までの2年間ですので、この委員では初めての審議会となり、12名の方にご出席をいただいています。

1ページへ戻っていただきます。初めての第1回審議会ですので、会長に鈴山委員、副会長に鶴原委員を選任いただきました。

内容の2ですが、現在、第6次の三重県スポーツ振興計画が、平成22年度に最終年度を迎えますので、仮称ですが、第7次三重県スポーツ振興計画のあり方について、三重県スポーツ振興審議会の会長に諮問をさせていただいたところです。

第7次の計画策定に向けての日程ですが、3ページ、4ページをご覧ください。4回の審議会を予定しており、策定に向けた基本方針並びに素案、骨子案等の検討を進めていただきながら、平成22年12月ごろには、中間まとめ案を公開できればと考えています。パブリックコメントを実施し、広く県民の皆様からご意見をいただき、平成22年度中には、最終案を報告できるように進めたいという予定になっています。

また、1ページに戻っていただきます。説明の2のところ、第6次のスポーツ振興計画の進捗状況として、現在の計画の進捗状況も説明させていただきました。この中では、子どもの体力向上や、総合型地域スポーツクラブや、学校と地域の連携など、委員の皆様からはいろいろとご質問やご意見をいただきました。

4の意見交換のところをご覧ください。第7次の計画策定に向けての意見をフリートキングでいただいたところですが、その意見交換の概要が5ページにあります。スポーツを通じたイベントなどでの地域振興や、あるいは健康づくりに重点を置いたスポーツや、高齢化社会とスポーツなど、いろいろな観点でご意見をいただきました。

今後、こういった意見を積極的にいただけるように、県のスポーツの事業等の発信も行なっていきたいと考えているところです。報告は以上です。

【質疑】

委員長

報告4はいかがでしょうか。

竹下委員

何とかスポーツを強くしてほしいですね。

委員長

子どもが基礎体力をつけるためにも、こういう鈴山先生などの経験者のご意見を聞きながら進めていただければと思います。

竹下委員

いつも秋田県や福井県に威張られるばかりでは申し訳ないもんね。

委員長

報告4はよろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## 報告5 平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、別紙のとおり報告する。平成22年1月21日提出。三重県教育委員会事務局 スポーツ振興室長。

資料ですが、概要が4ページにわたっています。そして、その後に報告書がついているかと思いますが、これが52ページにわたって準備をさせていただいています。概要について、ポイントとなるところをかいつまんでご説明をしたいと思います。

まず、報告書ですが、1ページをご覧ください。この調査については、平成21年度の4月から7月末までの間に実施されました。本県の実施状況については、1ページの下にありますように、380校の小学校、164校の中学校が参加しました。校舎の改築や学校の統廃合や学校のいろいろな事情によって不参加の学校も若干ありました。

2ページをご覧ください。表の上段のところですが、これが小学校5年生の男子の表です。そこにありますように、全国、三重県、平成20年度の三重県となっています。ここで三重県のところの色がついていますが、赤は全国に比べて下回る。黄色は全国と同程度。青が少しありますが、これは全国よりも上回るということです。なお、その色のついたところに、矢印が上向きであったり下向きであったりありますが、上向きは、平成20年度に比べて今年は良かったということです。下向きは、平成20年度に比べて下回ります。印の無いのは、平成20年度と同程度であったということです。小学校、中学校の多くの種目で、全国の平均よりも下回っているということが、この表を見ていただくとお分かりになるかと思いますが、

続いて、3ページをご覧ください。グラフで説明をさせていただきます。小学校5年生の種目における記録の分布です。小学校5年生の下段が上体起こしの男子、女子ですが、折れ線グラフが全国の数値、そして、棒グラフが本県の数値です。なお、女子については、黄色で表記をしています。この上体起こし、一番下の女子が分かりやすいと思うのですが、棒グラフが折れ線グラフよりも左へ寄っているかと思いますが、これは全国に比べて下回っていることがこれで分かるかと思いますが、

4ページの上段、長座体前屈の男子を見ていただきますと、ほぼ棒グラフと折れ線グラフが同じところなので、これは全国と変わりがないこととなります。そういったグラフの見方をさせていただきますと、先ほどの2ページで説明したことが、ここで分かってくるのではないかなと思います。

7ページをご覧ください。小学校5年生の体力の合計点です。これも全国に比べますと、やはりグラフが左へ寄っています。その下ですが、左からE・D・C・B・Aとありますが、Aは体力の合計点が高いものを表します。Eは低いものを表すわけですが、全国と比較しましても、A・Bが三重県は少なく、D・Eが多いということが分かることとなります。

同様に13ページを見ていただきますと、これは中学校の2年生における体力の合計点です。小学校に比べると、若干向上していますので、上のグラフにおいても、極端な左への寄りかたは少ないと言えると思います。その下の総合評価においても、やはりA・Bが少なく、D・Eが多くなっており、全国と比較すると、各種目で下回っているということがいえるのではないかなと思うわけです。

続いて、14ページから17ページについては、体格等についての調査をしたものです。全般的には体格は、本県の子どもたちは全国平均より少し小さいということが分かってきました。それから、肥満の傾向ですが、肥満については、17ページに肥満傾向があるわけですが、小学校、中学校ともに男女とも全国に比べると、肥満傾向は低かったということが出ています。

18ページから36ページについては、それぞれ児童生徒への質問の中身です。まず、28ページをご覧ください。28ページには、小学校5年生の1週間の総運動時間の分布が書かれています。男子は1週間の

うち、60分未満しか運動しないという子が10.3%、女子については22.7%という結果が出ています。1週間ですので、ほとんど運動していないということが言えるかと思えます。その下の表をご覧ください。運動をたくさんしている人は、やはり三重県の子においても体力合計点が高いです。右側に行くにつれて、週に840分以上は非常に高い数値を表していますので、運動をする子はこの体力合計点も高い値を示すということが、クロス集計を見ると分かるということです。

37ページをご覧ください。37ページについては、調査を行ったそれぞれの学校への質問です。まず、42ページをご覧ください。42ページの(9)全国体力・運動能力、運動習慣等調査を踏まえた取組とありますが、平成20年度に第1回の調査があったわけですが、その調査を踏まえて各学校でどのような取組をしましたかという質問です。

小学校5年生のところでは、体育の授業改善、青が三重県の数値です。そして、授業以外での取組、家庭への働きかけ、その他、とありますが、残念ながらしていないという学校が30.5%ありました。中学校2年生についても同様で、何もしていないというのが23.8%でした。これが第1回から第2回への調査を行なったことによって分かってきました。

それでは、戻っていただき、概要の4ページをご覧ください。小学校5年生の考察として、簡単にまとめをさせていただいています。体力の状況は、全国と比較しましても低いという状況でした。運動部やスポーツクラブへの所属状況についても、男女とも低く、特に女子については運動をほとんどしないというものが多く、運動機会の拡充が必要とされます。

また、体育が楽しい、こつが分かる、達成感のある授業は児童の体力を向上させる要因となることから、授業の工夫改善が必要とされます。文部科学省の結果概要により、新体力テストの実施回数が多い学校ほど、体力合計点の平均値が高いことを踏まえ、本県の毎年実施している学校が15.9%、これは21年度の本県の調査ですが、そのような状況から、今後は、児童の体力の成長記録として継続に取り組んでいけるよう呼びかけていく必要があります。

中学校2年生については、体力の状況は、全国と比較してわずかに低かったのですが、運動習慣については、運動部や地域のスポーツクラブへの所属状況は男女とも高い状況でした。しかしながら、運動をする生徒としない生徒の二極化が明確に見られ、特に女子については1週間の総運動時間が60分未満の「運動しない」、「ほとんどしない」生徒が全体の24.5%になるなど、ほぼ4人に1人が運動しないという状況でした。

以下、小学生と同じような書きぶりをしていますが、もう一度資料の29ページに戻っていただけないでしょうか。説明を忘れました。中学校2年生の1週間の総運動時間のグラフがありますが、ここでは明確な二極化が出てきています。やる子とやらない子の、特に女子については1時間未満というのが24.5%もあるという状況も見えたということです。

こういった状況を受け、本県としましては、今後とも市町の教育委員会と連携をはかりながら、各学校の体力向上に向けた取組を支援していく必要があると考えています。また、体育や保健体育の授業改善に向けた研修会等の充実や、児童生徒の運動機会の拡充に向けた取組を来年の事業に反映していきたいと考えております。

具体的には、学校体育担当者の研究協議会等でのそれぞれ学校からの積極的な参加や、体力向上の必要性といったことを積極的にはかかっていきたいと思っています。また、現在、体力向上のプログラムの開発の研究指定校を指定しているところですが、こういったものを県内に広めて、どの学校でも取り組めるような、プログラム、メニューの提供ができればと考えています。

また、外部指導者を学校へ派遣する地域スポーツ人材活用実践支援事業というものがありますので、こういったものの充実をはかりながら、小学校や中学校の体育の活動や、あるいは業間での活動をサポートできる小学校体育活動サポートにかかる緊急雇用創出事業を実施し、各学校で取り組んでいけるよう来年度予算要望をしているところです。大変長くなりましたが、以上です。

## 【質疑】

委員長

いかがでしょうか。

丹保委員

非常に分かりやすい表で理解しやすかったです。いくつか質問がありますが、1つ目は、1ページの1に小学校の参加学校数というのがありまして、2行目のところに学校の意志判断による理由とあります。これはどういう理由ですか。よく分からないのですが。

スポーツ振興室長

この調査が、学校の授業とかいろいろな状況の中で、必要かどうかということも踏まえながら、学校として判断をするということ、今年度については、いろいろな状況を踏まえて実施ができなかったと聞いていま

す。

丹保委員

ちょっとよく分からないんだけども。

社会教育・スポーツ分野総括室長

授業の進捗などで、このテストを積極的に行うまでに至らなかったのを止めておきましょうという判断をした学校があったと聞いています。

副教育長

学校だけでなく、教育委員会の中には、全部が参加しなかったという町もあると聞いています。

社会教育・スポーツ分野総括室長

その辺がやはり、先ほど数字で表しました 15.9%しか体力テストをずっとやっていないという意識が三重県に少しあったので、継続的にテストをすることによる意義を、来年度に向けては、積極的に市町の教育委員会に働きかけていかなければいけないと考えているところです。

丹保委員

実態が分からなかったら、やり方も分からない。そのための調査だと思うんです。だから、変に競争、競争ということをする必要はないと思うんです。競争すると、逆に体育が嫌いになって逆効果になることもありますから、そういう狙いではないということを理解してもらわないといけないんじゃないかと思います。

この調査の結果、青の部分が少なくてショックを受けたのですが、良く見ると無いことはないですね。これが不思議なのですが、2ページの表のところでボール投げは去年も良かったような気がします。これは三重県らしさというか、何か理由があるのですか。

スポーツ振興室長

昨年度も全国に比べて良くて、それまでも抽出で調査をしている中でも、やはり投げるほうについては比較的全国に比べて水準程度か、あるいはちょっと上かというようなことがあります。特に、これがなぜかという分析までは至っていません。

丹保委員

特に女子ですが、子どもたちが遊ぶときに、ボールを使うとかね、何かないのですか。分からないのですか。分からなければ結構ですけど。

竹下委員

いいと言っても、平均よりいいということでしょう。

丹保委員

ただ、非常にめずらしいので、ちょっと伺いました。

それから、芝のことが書いてありましたが、芝の学校の体力が高いとか低いということはあるですか。

スポーツ振興室長

そのところまでは、調査が及んでいないというのが実態です。学校に天然芝、人工芝が植えてあるのは、まだ日本の中でも非常に少ないとういことがありますね。

丹保委員

そうですね。

以前から見受けられるのは、無理やりにスポーツをする人ばかりじゃないのですよね。プロみたいな感じでやっている人もいて、それはもちろん否定しないのですが、一般の子どもたちが、自然に体を動かすようになるにはどうしたらいいのかというのが一番のテーマだと思うんですね。

そうすると、何かいい方法はないのかなということ、天然芝とかがあるのではないかな。お金の問題や管理の問題があるので、かなり難しいという話がありますが、ただ、今の芝は、昔と大分違うという話もありますし、管理を地域住民が行なうとか、そういうようなこともやっているところもあるらしいので、なにかそういう成功例があれば、少し参考にするといいかなと思います。

もちろん全部やるというと大変なことになりますから、気の長い話ですが、実験的に6年とか10年やってみて、それでよければ全国的に広げたらどうでしょうか。今、サッカーの川淵さんとかが、そんなことを言っていますよね。サッカーができるような芝です。

副教育長

「toto」の宝くじの収益金で、桑名市立の城南小学校が昨年天然芝を植えましたので、それがどういう結果になるのかウオッチングしていったらいいかなと思っています。

丹保委員

そういう例があるのであれば、そうですね。

副教育長

三重県ではそこが初めてだそうです。

丹保委員

そういうのは今後、楽しみじゃないかなと思いますね。

竹下委員

小学校なんかで授業の始まる前に、例えば周辺を走り回るとか、そういう光景を最近全然見ないのだけど、どうしてなんだろう。いけないという親が多いのかな。昔、2、30年前は走ってたね。この寒い中、みんな短パンかなんかで走っていてびっくりした記憶を最近思い出したんだけどね。今は、そんな情景を見たことないな。

スポーツ振興室長

明確ではないのですが、授業の導入の段階で、我々の子どもたちは、運動場へ出て走って体操してきなさいということが多かったのです。今は、先生の前で決められた動きをするとか、授業そのものの形が随分変わってきているのかなということも感じるわけです。

いずれにしても、子どもたちの運動をする時間そのものが非常に少なくなってきました。45分の授業時間の中でも、本当に体を動かしているのは数分であるというようなこともあります。そういった意味での授業改善へ向けてのプログラムの提供等が必要になってくるのかなとは思っています。

竹下委員

それは三重県の現象ですか。例えば、秋田県や福井県は相変わらず走り回っているのですか。

副教育長

福井県は、雪の日とか縄跳びをやらしているそうです。なぜ福井県が学力も体力もあるのかという特集を見ましたが、体力については、縄跳び、縄を使っているいろいろなことをやっていました。

教育長

室長が言ったように、ある雑誌の体育行事の調査では、45分の授業なのに1人が運動している時間が数分しかなかった。それをいかに長くするのが授業改善です。「はい、順番にやって」と言ったら並んでいるだけだった。そういうのは、やはり改善しないとイケません。

丹保委員

中学校になると全国平均に近づいてきているのですね。部活の影響ですか。

牛場委員長

小学校の部活はないのですね。

副教育長

そうですね、小学校では部活というのはいないです。中学校の部活動の加入率はどのくらい。

スポーツ振興室長

6割から7割くらいです。

副教育長

そういうことで、自分の子どもの話ですが、土日も部活に行ったり、土日の2日休むということは絶対ないですね。

社会教育・スポーツ分野総括室長

資料の21ページを見ると、運動習慣の状況という表がありますが、小学校5年生で比較すると、全国に比べて運動部やスポーツクラブに入っている率が低いのですが、中学校になると逆転して、全国よりも高い率で運動部のクラブに入っています。

関連して、37ページと38ページを見ていただきますと、ここに芝のことが少し出てきますが、その一番下のところ、継続的な取組をしているというところを見ると、やはり全国に比べて継続的な取組の期間が三重県は小学校5年生で非常に短いというのが分かりますし、38ページの一番上のところでも、運動習慣の確立、手立てをしている学校というの、やはり全国に比べて劣っているというのが明確に出てくるので、この辺も少し市町教育委員会にはっきり数字としてこういう状況なんですとお知らせしていく必要があるかなと思っています。

丹保委員

体力と学力は関係ないみたいな発想があるんですけども、私の知っている医学部の先生が、医学部は体力だとか言っていましたので、体力がついていかないと学力もついていかない世界もあるので、すべてイコールとは言いませんけど、やはり体力も非常に大切じゃないかなという気がしますね。

副教育長

ベースですよ。体力がなければ徹夜もできませんもんね。

丹保委員

そういう意味で、もう少し自然に何とかなればいいなという気持ちですね。

委員長

それと、朝食を食べるとというのが100%になるような啓発もお願いしたいと思います。

竹下委員

これとまた別ですが、どうして座高を調べたりするのだろうか。重要なのかな。

教育長

軍隊です。兵隊の検査のときに、内臓がしっかりしていないといけないというので、検査がありました。だから、西洋には、座高を測る検査はありません。日本の軍で計り始めて、そのまま引きずって学校の身体測定に入っている。だから、不要論もあります。

委員長

よろしいでしょうか

- 全委員が本報告を了承する。 -

#### **報告 6 第 38 回三重県スポーツ賞の表彰について（非公開）**

スポーツ振興室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

#### **議案第 55 号 専決処分の承認について（人事関係 1）（秘密会）**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### **議案第 56 号 専決処分の承認について（人事関係 2）（秘密会）**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### **議案第 57 号 専決処分の承認について（争訟関係）（秘密会）**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。